

# 「第70回人権週間」実施要領

東京法務局  
東京都人権擁護委員連合会

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で採択70周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年（1949年）以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきましたところです。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、我が國の人権状況に対する国際的な関心が高まる中、今一度、世界人権宣言の意義や人権に対する理解を深める取組を進め、全ての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていく必要があります。そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第70回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施することとしています。

これを受け、東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会は、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会及び大多摩人権擁護委員協議会と協力して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行、スマートフォンの普及等に伴うインターネット上での人権侵害の深刻化等といった近時の人権課題をも踏まえ、下記の要領により各種啓発活動を実施するものです。

なお、各種啓発活動の実施に当たっては、本年が世界人権宣言が採択されてから70周年の記念の年であることを踏まえ、特に、人権宣言の意義や人権に関する理解が深まる内容を盛り込むこととします。

## 記

### 1 名称

第70回人権週間

### 2 期間

平成30年12月4日（火）から同月10日（月）までの1週間

### 3 主催

## 東京法務局、東京都人権擁護委員連合会

### 4 強調事項

例年実施要領において強調事項を定めているが、本年2月23日付け法務省権啓第20号人権擁護局長通達において平成30年度の啓発活動における強調事項を定めており、人権週間においても強調事項は同じであることから省略する。

### 5 実施事項

#### (1) 人権週間（地域）街頭啓発

東京都内において「人権週間行事」を行い、広く都民に人権尊重思想を呼び掛け、人権意識の高揚を図るほか、人権擁護委員は東京法務局、各区市町村と協力して、人権週間中の適宜の日に地元の適切な場所で啓発活動を行う。

#### (2) 講演と映画の集い

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会、東京都及び公益財団法人人権擁護協力会で構成する東京都人権啓発活動ネットワーク協議会は、公益財団法人東京都人権啓発センターの協賛を得て、開催地の自治体との共催により、人権啓発のための「講演と映画の集い in 足立」を次のとおり開催する。

##### 講演と映画の集い in 足立

日 時 12月7日（金）13時00分から16時40分まで

場 所 足立区役所庁舎ホール

（所在、足立区中央本町一丁目17番1号）

講 師 渡部陽一（わたなべ よういち）

映 画 風に立つライオン

#### (3) 社会福祉施設等における特設人権相談所

東京都人権擁護委員連合会は、東京法務局、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会、大多摩人権擁護委員協議会及び区市町村と協力して、社会福祉施設等における特設人権相談所の開設に向けて呼び掛け等を行う。

#### (4) 外国人に関する人権相談所

外国人が抱える人権問題を取り扱うため、人権週間中においても東京法務局において、外国人に関する人権相談所（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語及びベトナム語）を月曜日から金曜日（休日・年末年始を除く）に開設する。

#### (5) 「全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」入賞作品集の発行及び表彰式

「平成30年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」入賞作品集を発行し、東京都、区市町村、教育委員会、中学校及び関係機関に配布する。

また、優秀作品を表彰するため、次のとおり表彰式を行うことにより、広

く人権尊重思想の普及高揚を図る。

名 称 「平成30年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会表彰式」  
日 時 11月25日（日）14時00分から16時00分まで  
場 所 九段第2合同庁舎 14階大講堂  
(所在、千代田区九段南1-1-15)

(6) マスコミ等に対する依頼

人権週間中の行事に関する資料を各報道機関等に提供し、取材、報道及び広報を依頼する。

(7) 横断幕等による啓発

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京法務局及び支局に横断幕を掲出するとともに、東京都及び区市町村等へ掲出を依頼する。

(8) 広報紙等への依頼

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京都及び区市町村を始めとする関係諸機関の広報紙へ人権週間及び人権週間における各種行事に関する記事の掲載を依頼するとともに、ホームページによる周知を依頼する。

(9) 啓発ポスターの掲出

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京法務局（支局等を含む。）の掲示板に啓発ポスターを掲出するとともに、東京都及び区市町村の各施設等、公共施設の掲示場（板）等への啓発ポスターの掲出を依頼する。

(10) その他

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会及び大多摩人権擁護委員協議会は、区市町村と協力して、講演会、座談会、研修会の開催、啓発物品の配布及びその他適切な方法により、広く人権尊重思想の普及高揚を図る。

## 6 その他

(1) 「第70回人権週間」における環境配慮計画

別紙1のとおりとする。

(2) 「第70回人権週間」における事故防止及び公衆衛生のための措置

別紙2のとおりとする。

## 法務省人権擁護局

## 「第70回人権週間」における環境配慮計画

1 人権週間における廃棄物対策として、以下の取組を行う。

- (1) 啓発活動等で配布する資料や啓発物品については、その必要性や部数を精査し、余剰が生じないよう努める。
- (2) 啓発活動等で生じた廃棄物については、当該廃棄物を収集する地方公共団体のルールに基づき分別する。
- (3) 啓発行事の参加者が会場等に持ち込んだ新聞、雑誌及びペットボトル等については、参加者に持ち帰るよう注意喚起する。
- (4) スタッフ等に弁当を提供する場合には、リユース容器を用いたものを選ぶようとする。

2 人権週間における地球温暖化対策として、以下の取組を行う。

- (1) 啓発行事の会場等への来場には、公共交通機関を利用するよう周知・広報する。
- (2) 啓発行事の会場等の温度設定は、冬の推奨暖房温度20度を保つよう心掛ける。
- (3) 啓発行事の会場等を使用しないときは、照明や空調等のスイッチを切るよう心掛ける。
- (4) 啓発行事の会場等において、スタッフが近隣階を移動するときは、階段を利用するよう心掛ける。

上記は、環境省「会議等の環境配慮のススメ」に基づき作成したものです。

法務省人権擁護局

「第70回人権週間」における事故防止及び公衆衛生のための措置

1 人権週間における事故防止のための措置として、以下の取組を行う。

- (1) 行事の開催に当たっては、行事の主催者から当該行事の事故防止策を提出させ、法務省又は法務局・地方法務局において十分に対策が取られているかを確認する。
- (2) 行事の実施時には、事故防止のために必要な人員を配置するように指導・監督する。
- (3) 万一、事故が発生した場合は、速やかに関係部署と連携し、適切に対処する。

2 人権週間における公衆衛生のための措置として、以下の取組を行う。

- (1) 啓発行事の会場等の温度設定は、冬の推奨暖房温度20度を保つよう心掛ける。
- (2) 啓発行事の会場等の清掃等を徹底し、会場等を清潔に保つよう心掛ける。
- (3) スタッフ等に弁当を提供する場合には、手洗いや消毒用アルコールの使用を呼びかけ、食中毒発生を未然に防止するよう心掛ける。
- (4) 万一、急病人等が発生した場合は、応急処置を実施するとともに医療機関への迅速な搬送を行う。